

土佐清水市 公営住宅入居者募集の案内

令和 7 年 9 月募集

1 募集团地	広報 9 月号または、市のホームページをご確認ください。
2 申込書配布期間	令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 令和 7 年 9 月 1 9 日（金）
3 申込書配布場所	・市役所まちづくり対策課まちづくり係 ・各市民センター（下ノ加江・三崎・下川口） ・各福祉センター（布・大岐・松崎・竜串）
4 申込書受付期間	令和 7 年 9 月 8 日（月）～ 令和 7 年 9 月 1 9 日（金） （※ 土日祝を除く） 8：30～17：15 まで 昼休みの間（12：00～13：00）や時間外の受け付けにつきましては、事前に連絡いただければ対応いたします。
5 申込方法	郵送または、持参してください。（郵送の場合は、9 月 1 9 日必着） 申込内容に不備等がある場合、まちづくり対策課より確認の連絡をさせていただきますので、申込書に必ず電話番号を記入してください。 （不備等があり確認できないままですと、入居の審査が受けられない場合があります。）
6 問い合わせ 申込書の提出先	〒787 - 0392 高知県土佐清水市天神町 1 1 番 2 号 市役所まちづくり対策課まちづくり係（電話：0880 - 82 - 1157）

令和 7 年度の募集予定

定期募集	6 月募集	終了
	9 月募集	令和 7 年 9 月 1 日公募開始
	1 2 月募集	令和 7 年 1 2 月 1 日公募開始
	3 月募集	令和 8 年 3 月 1 日公募開始

3 の倍数月に募集しております。（※ 随時募集はしていません。）

特別な事情のある場合は、募集期間によらずお気軽にご相談ください。

その他

- ・募集住宅等の情報公開は、公募月の 1 日からとなります。

公募期間外の情報公開は行っておりません。

募集する住宅は、前入居者退去後、修繕等を行ってからとなりますので、空家となつてすぐに公募とならない場合もあります。

- ・申込書配布期間外の申込書配布は行っておりません。
- ・募集住宅の内覧は行っておりません。

公募期間中のみ、部屋の写真等をまちづくり対策課まちづくり係（窓口）でご覧いただけます。

申込みから入居までの流れ

公募の開始

- ・ 申込書配布
- ・ 申込書受付

※ 申込書配布期間・申込書受付期間については、表面をご参照ください。

○申込み手続き

【 必要書類 】

- ・ 申込書（希望住宅は第4希望まで記入できます。）
- ・ 入居世帯全員の住民票（本籍・続柄等全て記載）
- ・ 入居世帯全員の所得（課税）証明書

（下記該当者のみ）

- ・ 雇用保険受給資格者証（写し）
- ・ 婚姻証明書
- ・ 母子手帳（写し／妊娠中の方）
- ・ 障害者手帳（写し）
- ・ 家賃納付状況のわかるもの（3ヶ月分程度）

○連帯保証人について

土佐清水市在住で独立した生計を営む方

※ 特別な事情がある場合は、市外でも可能です。



申込み内容確認・入居者選考委員会

【 調査／確認 内容 】

- ・ 市税等滞納していないか
- ・ 暴力団員関係者でないか
- ・ 入居基準に反していないか
- ・ 現住居（家屋）の状態 等

○入居基準・申込み内容

- ・ 住宅に困窮している者
- ・ 月額所得が基準を満たす者
（市営住宅と特定公共賃貸住宅で基準額が異なります。）
- ・ 市税等滞納していない者
- ・ 暴力団関係者ではない者
- ・ 現住居（家屋）の確認
（ご自宅にお伺いさせていただく場合があります。）



抽選会・説明会

- ・ 入居者選考委員会結果通知
（申込みの翌月上旬頃）
- ・ 抽選会及び説明会
（申込みの翌月中旬頃）

○入居者選考委員会結果 通知内容

- ・ 申込1組：入居説明会のおしらせ
 - ・ 複数申込：抽選会及び説明会のおしらせ
- ※ 申込者または、代理の方の来庁が必要です。
- ・ 入居基準外：選考漏れ（入居不可）
- ※ 来庁・手続きの必要ありません。





入居・辞退 手続き

【 入居 】

説明会後～10日以内に手続きが必要です。

【 辞退 】

抽選会・説明会後に、入居を辞退する場合は、届け出が必要です。

○入居手続き

【 必要書類 】

- ・誓約書（名義人／連帯保証人2名）
- ・入居者名簿
- ・調査同意書（名義人／連帯保証人2名）
- ・個人情報提供に関する同意書
- ・入居敷金（月額家賃×3ヶ月分）

（下記、連帯保証人のみ）

- ・所得証明書
- ・印鑑登録証明書

※ 手続き完了後、鍵をお渡しします。

○入居辞退手続き

【 必要書類 】

- ・入居辞退届出書



入居

- ・入居指定日（家賃等の発生）

※ 公募開始から2ヶ月後

- ・住所変更を行ってください。

○入居指定日

6月募集	8月初旬
9月募集	11月初旬
12月募集	2月初旬
3月募集	5月初旬

○住所変更

【 提出書類 】

- ・入居届出書
- ・入居世帯全員の住民票（続柄記載）

優先的抽選による優遇措置について（田ノ内団地を除く）

＜ 優先的抽選方法 ＞

同じ住宅に対し複数名から申し込みがあった場合、抽選により入居者を決定します。

この抽選において、下記の要件に 1 つ該当する申込者は、該当しない申込者に比べて 1 回、要件に 2 つ以上該当する申込者は該当しない申込者に比べて 2 回、本抽選の抽選棒を引く回数の優遇措置が取られます。

- | | | |
|-----------------------------|---|-----|
| ① 2 つ以上の要件に該当する申込者が抽選棒を引く回数 | … | 3 回 |
| ② 1 つの要件に該当する申込者が抽選棒を引く回数 | … | 2 回 |
| ③ 要件に該当しない申込者が抽選棒を引く回数 | … | 1 回 |

＜ 要件 ＞ ※土佐清水市営住宅管理条例第 9 条第 3 項関係

母（父）子世帯	20 歳未満の子を扶養している寡婦（夫） （婚姻によらないで母（父）となり現に婚姻をしていない者を含む）
高齢者	60 歳以上の単身者
	夫婦でどちらかが 60 歳以上の世帯
	申込者が 60 歳以上で、かつ同居者が 60 歳以上、又は 18 歳未満の世帯
多子世帯	18 歳未満の子が 3 名以上いる世帯
子育て世帯	小学校就学前の子がいる世帯
DV 被害者	DV 関連法の規定する保護または裁判所の命令日から 5 年経過していない者又は被害者と 20 歳未満の扶養親族のある方から構成される世帯
障害者	障害程度が 4 級以上の身体障害者がいる世帯
	障害程度が 2 級以上の精神障害者がいる世帯
	障害程度が B 1 以上の知的障害者がいる世帯
戦傷病患者	障害程度が恩給法別表第 1 号の 3 第 1 款症以上の戦傷病患者又は戦傷病患者がいる世帯
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者として認定を受けた者又は認定者がいる世帯
ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所に入所していた者又は入所していた者がいる世帯
引揚者 （中国残留邦人も含む）	海外から日本に引き揚げた日から 5 年以内の引揚者又は引揚者のいる世帯